

船員法等関連法令違反船舶所有者(令和5年度第3／四半期(令和5年10月～12月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (管轄局)
令和6年2月13日	第35明友丸	引船兼作 業船	株式会社戸田組 (法人番号:3220001015410) 代表取締役 戸田 充	石川県七尾市	令和5年12月18日	適切な見張り、 雇入契約、労務 管理記録簿、安 全担当者及び衛 生担当者の選任 に関する違反事 実を確認したた め。	戒告処分 (船員法第14の4、第 32条第1項、第36条 第1項、第67条第1 項、第81条 等)	北陸信越運 輸局

※公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが一定基準以上となったため。
なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。